

## 群馬県強い農業づくり交付金等交付要綱

### (趣旨)

- 第1 知事又は農業事務所長（以下「所長」という。）は、群馬県農業の振興に資するため、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村及び農業協同組合等（以下「市町村等」とする。）に交付金等を交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- また、交付にあたっては、実施要綱第6の趣旨に則り、申請者が市町村長である場合は交付金で交付するものとし、その他の者である場合は補助金で交付するものとする。

### (対象及び交付率等)

- 第2 この要綱による交付の対象となる事業及び経費並びに交付率等は別表に掲げるとおりとする。

### (交付申請)

- 第3 規則第4条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。
- 2 申請書の提出期日は、毎年度知事又は所長が定める日までとする。
- 3 市町村等は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において当該交付金等に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

### (着工)

- 第4 事業の着工は、規則第5条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、事業実施主体が、実施要綱第4の6に基づき、交付の決定より前に着工する場合にあつては、強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成17年4月1日付け16生産第8263号農林水産省生産局長、総合食料局長、経営局長通知）の第1の5に基づき、交付決定前着工届を所長に提出しなければならない。

### (変更承認申請)

- 第5 市町村等は、経費の配分又は事業内容の変更について、規則第9条第1項第1号の規定に基づき、知事又は所長の承認を受けようとする場合には、別記様式2号の事業変更承認申請書を知事又は所長に提出しなければならない。

### (軽微な変更)

- 第6 規則第9条第1項第1号に規定する知事があらかじめ定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外とする。

### (指示申請)

- 第7 市町村等は、規則第9条第2項の規定に基づき知事又は所長の指示を求める場合には、事業が予定の期間に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事又は所長に提出しなければならない。

### (遂行状況報告)

- 第8 規則第10条に規定する報告は、交付金等の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月10日までに知事又は所長に正副2部提出するものとする。
- ただし、知事が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

- 2 知事又は所長は、前項に定める時期のほか、本事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認められるときは、市町村等に対して当該交付金等の遂行状況報告を求めることができる。

(概算払請求)

第9 市町村等は、規則第7条第2項の規定に基づき概算払いにより交付金等を受けようとする場合は、別記様式4号の概算払請求書を知事又は所長に提出するものとする。

(実績報告)

第10 規則第11条の規定に基づく実績報告書の様式は、別記様式第5号のとおりとする。

2 実績報告書の提出期日は、原則として事業完了後1ヶ月又は翌年度の4月30日のいずれか早い日とする。ただし、知事又は所長が別に指定したときは、指定された日までとする。

3 第3条3項ただし書により交付の申請をした市町村等は、実績報告書を提出するに当たって、第3条3項ただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金等の額から減額して報告しなければならない。

4 第3条3項ただし書により交付の申請をした市町村等は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式6号により速やかに知事又は所長に報告するとともに、知事又は所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により知事又は所長に報告しなければならない。

(補助事業者等の義務)

第11 規則第8条の規定に基づく補助事業者等の義務のほか、市町村等は当該事業において取得し、又は効用の増加した財産を事前に知事又は所長の承認を受けずに交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供してはならない。

ただし、当該財産について知事が定める期間を経過した場合にはこの限りではない。

2 市町村等は補助事業等に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物を補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で当該財産の耐用年数に基づく処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

附則

1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

2 群馬県強い農業づくり総合対策事業補助金交付要綱は、平成18年3月31日をもって廃止する。

附則

1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成21年4月17日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成22年5月31日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成24年4月6日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成25年2月26日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成25年5月16日から適用する。
- 2 平成24年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附則

- 1 この要綱は、平成26年2月6日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成27年2月3日から適用する。

別表 1

区 分	経 費	交 付 率 (補助率)	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 産地競争力の強化	<p>1 産地収益力の強化に向けた総合的推進に要する経費</p> <p>土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、環境保全型農業、畜産周辺環境影響低減、地球温暖化対策、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、青果物広域流通システム構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、「強み」のある産地形成に向けた体制整備</p> <p>以下の事業が実施できるものとする。</p> <p>(1) 整備事業費</p> <p>ア 耕種作物小規模土地基盤整備</p> <p>(ア) ほ場整備</p> <p>(イ) 園地改良</p> <p>(ウ) 優良品種系統等への改植・高接</p> <p>(エ) 暗きょ施工</p> <p>(オ) 土壌土層改良</p> <p>イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備</p> <p>(ア) 飼料作物作付条件整備</p> <p>(イ) 放牧利用条件整備</p> <p>(ウ) 水田飼料作物作付条件整備</p> <p>ウ 耕種作物共同利用施設整備</p> <p>(ア) 共同育苗施設</p> <p>(イ) 乾燥調製施設</p> <p>(ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設</p> <p>(エ) 農産物処理加工施設</p> <p>(オ) 集出荷貯蔵施設</p> <p>(カ) 産地管理施設</p> <p>(キ) 用土等供給施設</p> <p>(ク) 農作物被害防止施設</p> <p>(ケ) 農業廃棄物処理施設</p> <p>(コ) 生産技術高度化施設</p> <p>(サ) 種子種苗生産関連施設</p> <p>(シ) 有機物処理・利用施設</p> <p>エ 畜産物共同利用施設整備</p> <p>(ア) 畜産物処理加工施設</p> <p>(イ) 家畜市場</p> <p>(ウ) 家畜飼養管理施設</p> <p>(エ) 自給飼料関連施設</p> <p>(オ) 家畜改良増殖関連施設</p> <p>(カ) 畜産周辺環境影響低減施設</p> <p>2 産地合理化の促進</p> <p>以下の事業が実施できるものとする。</p> <p>(1) 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用</p> <p>(2) 集出荷貯蔵施設等再編利用</p> <p>(3) 農産物処理加工施設等再編利用</p> <p>(4) 食肉等流通体制再編整備</p> <p>(5) 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化</p> <p>(6) 乳業再編等整備</p> <p>ア 効率的乳業施設整備</p> <p>イ 集送合理化等推進整備</p> <p>3 産地リスクの軽減</p> <p>以下の事業が実施できるものとする。</p>	<p>定額 (6/10、1/2、4/10、1/3、11/20、1/4、1/5以内)、定率とする。(実施要綱別表の交付率とする。)</p> <p>ただし、別表2の事業の県費継足については、毎年度知事が定めるものとする。</p>	<p>1 経費の欄に掲げる1～3と4の間の経費の流用</p> <p>2 同一事業主体に係わる事業種目ごとに事業費又は交付金(補助金)の30%を超える増減</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 施行箇所又は設置場所の変更</p> <p>4 事業種目ごとの事業量の30%を超える増減</p>

	<p>(1) 地球温暖化対策（気候変動リスク軽減）</p> <p>ア 耕種作物小規模土地基盤整備  (ア) ほ場整備  (イ) 暗きょ施工  (ウ) 土壌土層改良</p> <p>イ 産地管理施設  ウ 農作物被害防止施設  エ 生産技術高度化施設  オ 種子種苗生産関連施設</p> <p>(2) 地球温暖化対策（土壌劣化リスク軽減）</p> <p>ア 耕種作物小規模土地基盤整備  (ア) 暗きょ施工  (イ) 土壌土層改良</p> <p>イ 用土等供給施設  ウ 生産技術高度化施設  エ 有機物処理・利用施設</p> <p>(3) 資材高騰等のリスク軽減</p> <p>ア 耕種作物小規模土地基盤整備  (ア) ほ場整備  (イ) 暗きょ施工  (ウ) 土壌土層改良</p> <p>イ 産地管理施設  ウ 生産技術高度化施設  エ 有機物処理・利用施設  オ 油糧作物処理加工施設  カ バイオディーゼル燃料製造供給施設</p> <p>(4) 環境保全（小規模公害防除）  (5) 環境保全（農業廃棄物の再生処理）</p> <p>4 市町村附帯事務費  市町村が1から4に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費</p>	<p>定額（事業費の1/2以内）</p>	<p>経費の30%を超える増減</p>	
<p>2 食品流通の合理化</p>	<p>1 卸売市場施設整備等の推進に要する経費</p> <p>(1) 整備事業  次に掲げる施設の改良、造成又は取得を実施できるものとする。</p> <p>ア 売場施設  (ア) 大規模に温度管理機能を付与する改良、造成若しくは取得又は整備  (イ) 上記以外の改良、造成若しくは取得又は整備</p> <p>イ 貯蔵・保管施設(高度化・強化を図るもの)  ウ 駐車施設  エ 構内舗装  オ 搬送施設（高度化・強化を図るもの）  カ 衛生施設（高度化・強化を図るもの）  キ 食肉関連施設  (ア) 高度化を図るもの  (イ) (ア)以外のもの  ク 情報処理施設  ケ 市場管理センター  コ 防災施設  サ 加工処理高度化施設  シ 総合食品センター機能付加施設  ス 附帯施設  セ アからスまでの施設内容に準ずる施設  ソ 共同集出荷施設</p>	<p>定額（4/10、1/3以内）とする。（実施要綱別表の交付率）</p>	<p>1 経費の欄に掲げる卸売市場施設整備等に要する経費及び輸出促進のための環境整備に要する経費から附帯事務費への経費の流用</p> <p>2 同一事業主体に係わる事業種目ごとに事業費又は補助金30%を超える増減</p> <p>3 卸売市場法第1条第1項に基づく法律補として交付決定した額とそれ以外相互間における費用</p>	<p>1 事業の新設又は廃止  2 事業実施主体の変更  3 施行箇所又は設置場所の変更  4 事業種目ごとの事業量の30%を超える増減</p>

<p>3 雪害被災産地生産回復緊急対策</p>	<p>1 雪害被災産地生産回復緊急対策実施要領（25生産第3606号平成26年4月1日生産局長通知）（以下、「雪害対策要領」という。）に定められた以下の事業が実施できるものとする。</p> <p>(1) 整備事業費</p> <p>ア 耕種作物小規模土地基盤整備</p> <p>（ア）ほ場整備</p> <p>（イ）園地改良</p> <p>（ウ）優良品種系統等への改植・高接</p> <p>（エ）暗きょ施工</p> <p>（オ）土壌土層改良</p> <p>イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備</p> <p>（ア）飼料作物作付条件整備</p> <p>（イ）放牧利用条件整備</p> <p>（ウ）水田飼料作物作付条件整備</p> <p>ウ 耕種作物共同利用施設整備</p> <p>（ア）共同育苗施設</p> <p>（イ）乾燥調製施設</p> <p>（ウ）穀類乾燥調製貯蔵施設</p> <p>（エ）農産物処理加工施設</p> <p>（オ）集出荷貯蔵施設</p> <p>（カ）産地管理施設</p> <p>（キ）用土等供給施設</p> <p>（ク）農作物被害防止施設</p> <p>（ケ）農業廃棄物処理施設</p> <p>（コ）生産技術高度化施設</p> <p>（サ）種子種苗生産関連施設</p> <p>（シ）有機物処理・利用施設</p> <p>（ス）バイオディーゼル燃料製造供給施設</p> <p>エ 畜産物共同利用施設整備</p> <p>（ア）畜産物処理加工施設</p> <p>（イ）家畜市場</p> <p>（ウ）家畜飼養管理施設</p> <p>（エ）自給飼料関連施設</p> <p>（オ）家畜改良増殖関連施設</p> <p>（カ）離農跡地・後継者不在 経営施設</p> <p>（キ）畜産周辺環境影響低減施設</p> <p>2 市町村附帯事務費</p> <p>市町村が1に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費</p>	<p>定額（1/2、1/3以内）とする。（雪害対策要領の交付率）</p>	<p>1 経費の欄に掲げる1から2への経費の流用</p> <p>2 同一事業主体に係わる事業種目ごとに事業費又は交付金（補助金）の30%を超える増減</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 施行箇所又は設置場所の変更</p> <p>4 事業種目ごとの事業量の30%を超える増減</p>
-------------------------	---	--------------------------------------	--	--

別記様式第1-1号（第3関係）

群馬県強い農業づくり交付金交付申請書

文書番号  
平成 年 月 日

〇〇農業事務所長 様  
〔群馬県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会群馬  
県本部、その他県域団体等にあつては、群馬県知事 氏名〕

市町村長 氏 名 印

〔市町村以外の場合  
所在地  
団体名  
代表者 氏 名 印〕

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、群馬県補助金等に関する規則及び群馬県強い農業づくり交付金等交付要綱に基づき、群馬県強い農業づくり交付金〇〇〇円の交付を申請する。

記

（注1） 記については、様式1-2号及び1-3号を使用する。

（注2） 本様式（様式1-1号）を含め、次の様式以下について、申請者が市町村長以外の者は、交付金をすべて補助金と読み替えて使用する。

様式 1 - 2号

総括表

区 分	交 付 金	備 考
1 (1) (2) (3)  2 (1)	円	
合 計		

(注1) 該当する事業についてのみ作成すること。

(注2) 「V収支予算」における表中の「区分」についても、本総括表と同様

様式 1-3号

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

1 事業の対象となる事業の内容等

(1)事業実施計画（又は実績）

市町村名	事業実施 主体名、 地区名	施設等 の 所在地	事業名		対象作 目等名 (作物名)	受 益		事業内容 (工種、施設 区分、構造規 格、能力等)	事業量 (単価、回数、 基数、台数、面 積等)	竣工予定 又は完了 年月日	負 担 区 分					備考				
			対策事業名	事業種目名 (取組名)		戸 数	面積、処 理量又は 頭羽数				事業に要する（又は要した）経費				その他					
											国 費	県 費	市町村費	計						
						戸	ha, t				円	円	円	円	円	円				
合 計					事業費															
					附帯事務費															
					計															

(注) 1 「対策事業名」及び「事業種目名（取組名）」の欄については、実施要領別表1の取組の分類及び取組名（内容）欄から該当する項目を記入すること。

2 「対象作目等名（作物名）」の欄については、土地利用型作物、畑作物、果樹、牛、豚等の別を記入し、（ ）書で作物名を記入すること。なお、土地利用型作物で種子生産を対象に事業を実施する場合は、作物名の後に種子と記入すること。

また、複数作物を併記できることとする。なお、経営力の強化にあつては省略することができる。

3 「事業内容」及び「事業量」の欄については、各事業の実施要領の事業実施計画の項目ごとに記入し、「事業費」についても「事業内容」、「事業量」ごとに内訳を詳細に記入する。

4 同一事業種目のうち事業内容によって交付率が異なる場合で、交付率が2分の1以外のものにあつては、「備考」の欄にその交付率を記入すること。

5 備考欄には、事業区分ごと、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円、県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び総計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円、県費〇〇〇円」）を記入すること。

また、事業等を行うに当たって、対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。



Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B)+ (C)+(D)	事業に要する 経費(又は要 した経費) ※	負 担 区 分				備 考
			国 費 (A)	県 費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
1 (1) (2) (3)	円	円	円	円	円	円	
計							
2 (1)							
計							
総 合 計							

※ 市町村が申請する場合：(A)+(B)+(C)

県農業団体等が申請する場合：(A)+(B)+(C)+(D)

IV 事業完了予定（又は完了）年月日

年 月 日

V 収支予算（又は収支精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国 費 県 費 市 費 町 費 そ の 他 村 費	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 (1) (2) (3) 2 (1)	円	円	円	円	注) 年 月 日
合 計					

注) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、実績報告の際に備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

VI 添付資料

- 1 交付金の交付に関する規程等
- 2 実施設計書（実績報告の際は以下の資料）
  - ア 整備事業にあつては、財産管理台帳の写し
  - イ 推進事業にあつては、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し
- 3 事業実施主体の定款・規約及び構成員名簿等（参考様式）  
（なお、市町村は省略できる。）
- 4 交付申請時に、事業実施主体からの消費税等仕入控除税額についての届出書を添付すること。

# 消費税等仕入控除税額についての届出書

番 号  
年 月 日

群馬県〇〇農業事務所長 様

住 所  
名 称  
代表者等名 印

下記の期間については、消費税法に規定する課税事業者該当し(又は、する見込みであり)、消費税等仕入に係る税額については控除対象となりますので、補助金の消費税等仕入控除税額については〇〇〇円で申請いたします。

## 記

1 対象期間：自 年4月1日  
至 年3月31日

2 特定収入割合計算式

(注1) 当届出書の内容が該当する事業とは、以下の場合は考えられます

- ・ 課税期間に係る基準期間における課税売上高が1千万円を超える法人が事業を実施する場合
- ・ 資本または出資の金額が1千万円以上の新設法人(社会福祉事業法第22条に規定する社会福祉法人を除く)が事業を実施する場合
- ・ 地方公共団体が特別会計を設けて事業を実施し課税期間に係る基準期間における課税売上高が1千万円を超える場合で、特定収入割合が5%以内となる場合
- ・ 課税事業者を選択する場合等

(注2) 事業実施主体が任意組合の場合には、別紙参考様式を添付する。

(参考様式)

構 成 員 名 簿

事業実施主体名			
所在地			
職 名	氏 名	住 所	課税区分

※ 事業主体が任意組合の場合は作成する。  
課税区分欄には、構成員の消費税の課税の区分により「課税」「簡易課税」「免税」のいずれかを記入する。

別記様式第2号（第5関係）

平成 年度群馬県強い農業づくり交付金変更承認申請書

文書番号  
平成 年 月 日

〇〇農業事務所長 様  
群馬県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会群馬  
県本部、その他県域団体等にあつては、群馬県知事 氏名

市町村長名 氏 名 印

市町村以外の場合  
所在地  
団体名  
代表者 氏 名 印

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付金の交付決定の通知のあつた事業について、下記のとおり変更したいので、群馬県強い農業づくり交付金等交付要綱第4の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。  
この場合において、様式1-3号の「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。  
ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。  
また、添付書類については、交付金交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。
- 2 交付金の額が増額する場合は、件名の「変更承認申請書」を「変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、群馬県強い農業づくり交付金等交付要綱第4の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、群馬県強い農業づくり交付金等交付要綱第4の規定に基づき、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第3号（第8関係）

平成 年度群馬県強い農業づくり交付金遂行状況報告書

文書番号  
平成 年 月 日

〇〇農業事務所長 様  
群馬県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会群馬  
県本部、その他県域団体等にあつては、群馬県知事 氏名

市町村長名 氏 名 印

市町村以外の場合  
所在地  
団体名  
代表者 氏 名 印

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付金の交付決定通知のあつた事業について、群馬県強い農業づくり交付金等交付要綱第7の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		平成〇年〇月〇日まで に完了したもの		平成〇年〇月〇日以降 に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式1号の記のⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第4号（第9関係）

平成 年度群馬県強い農業づくり交付金概算払請求書

文書番号  
平成 年 月 日

〇〇農業事務所長 様  
群馬県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会群馬  
 県本部、その他県域団体等にあつては、群馬県知事 氏名

市町村長名 氏 名 ④  
 市町村以外の場合  
 所在地  
 団体名  
 代表者 氏 名 ④

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付金の交付決定通知のあつた事業  
 について、群馬県強い農業づくり交付金等交付要綱第8の規定に基づき、下記により  
 金 円を概算払いによつて交付されたく請求する。

記

区分	対 象 事業費	交付金 交 付 決定額	既 受 領 額		今 回 請 求 額		残 額		事業完 了予定 年月日	備考
			金額	月日迄 出来高	金額	月日迄 予 定 出来高	金額	3月31日 迄 予 定 出 来 高		
			円	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式1号の記のⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載する。  
 2 交付決定が変更された場合には、備考欄にそのすべてを記入すること。

・概算払いを必要とする理由

別記様式第5号（第10関係）

平成 年度群馬県強い農業づくり交付金実績報告書

文書番号  
平成 年 月 日

〇〇農業事務所長 様  
群馬県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会群馬  
県本部、その他県域団体等にあつては、群馬県知事 氏名

市町村長名 氏 名 印

市町村以外の場合  
所在地  
団体名  
代表者 氏 名 印

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり実施したので、群馬県強い農業づくり交付金等交付要綱第9に基づき、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として、群馬県強い農業づくり交付金〇〇〇〇〇円の交付を請求する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。  
なお、軽微な変更があつた場合においては、容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 添付書類については、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があつた場合についてのみ添付すること。

別記様式第6号（第10関係）

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

文書番号  
平成 年 月 日

〇〇農業事務所長 様  
群馬県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会群馬  
県本部、その他県域団体等にあつては、群馬県知事 氏名

市町村長名 氏 名 ㊟

市町村以外の場合  
所在地  
団体名  
代表者 氏 名 ㊟

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付金の交付決定通知のあつた事業について、群馬県強い農業づくり交付金等交付要綱第9第4項の規定に基づき報告します。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 群馬県補助金等に関する規則第7条の交付金の額の確定額<br>(平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額   | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る<br>消費税等相当額                         | 金 | 円 |
|   | 金 | 円 |

4 交付金返還相当額（3－2）

〔（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[

]

〔（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。〕

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[

]

〔（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

